

令和5年度茨城地方最低賃金審議会

第1回茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会議事録

令和5年10月6日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和5年10月6日（金）午後4時から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 阿部 敬二
網代 優次
小坂 祐之

使用者代表委員 佐藤 栄作
関 武志
水出 浩司

茨城労働局 労働基準部長 稲葉 典行
賃金室長 川野 義光
室長補佐 中島 孝紀
賃金指導官 平戸 直美

議事次第

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5) 金額調査審議
- (6) その他

中島補佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、令和5年度茨城地方最低賃金審議会第1回茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機器、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。今後は、電気と呼ばせていただきます。本日は、全委員が出席しておりますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。なお、傍聴人はありません。本日は、第1回目の電気最低賃金専門部会ですので、審議に入る前に稲葉労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

稲葉部長

皆様、お疲れさまでございます。労働基準部長の稲葉でございます。本日はお忙しいところ、特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、私どもの最低賃金行政にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、ご承知のとおり、茨城県には、県内で働く全ての労働者に適用される地域別最低賃金と、4つの産業別の特定最低賃金がございます。今年度は、各種商品小売業以外の、機械、鉄鋼、電気の3つの産業から申し出がありまして、それぞれの部会において金額審議をお願いすることになっております。本日は、電気の第1回目の専門部会となりますが、議題といたしましては、部会長、部会長代理の選任、運営規程の決定、開催日スケジュールの決定など全般的な事項についてご審議いただきまして、その後、時間の許す範囲内で、具体的な金額審議に入っていたいただければと思っております。特定最低賃金は、正に関係労使のイニシアティブにより円滑な審議と運用がなされるということが求められております。また、昨今の経済状況を踏まえますと、非常に厳しい状況にございますが、審議を通じて十分に意思疎

通を図っていただき、できれば全会一致で議決となりますようご配慮をいただきたいと思います。簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

中島補佐

続きまして、本日ご出席いただきました、委員の皆様をご紹介いたします。委員の皆様の紹介にあたりましては、お手元に配付しております資料No. 1にありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

それでは、初めに公益代表委員の皆様から、名簿順にご紹介いたします。まず、井出委員です。野村委員です。松本委員です。続きまして、労働者代表委員の方をご紹介させていただきます。阿部委員です。網代委員です。小坂委員です。続きまして、使用者代表委員の方をご紹介させていただきます。佐藤委員です。関委員です。水出委員です。続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。稲葉労働基準部長です。川野賃金室長です。平戸賃金指導官です。私は、室長補佐をしております中島と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題（１）の部会長及び部会長代理の選出に移らせていただきます。部会長及び部会長代理につきましては、公益代表委員の中から選出することになっております。事前に公益代表委員の皆様から候補者を互選していただきましたので、ご報告させていただきます。部会長に野村委員、部会長代理に井出委員の名前が挙がっております。よろしいでしょうか。

委員

（異議なしの声）

中島補佐

異議なしということですので、ご報告どおり決定させていただきます。それでは、これ以降の議事進行につきましては、野村部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたし

ます。

野村部会長

部会長を務めさせていただくことになりました野村です。改めまして、よろしく願いいたします。初めての部会長になります。お手柔らかにどうぞお願いします。委員の皆様におかれましては、充実した審議を行っていただきまして、答申を出してまいりたいと思います。円滑な議事進行にどうぞご協力をお願いいたします。

それでは、第1回電気最低賃金専門部会を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、事務局より茨城県最低賃金の周知広報につきまして説明がございいます。お願いいたします。

川野室長

私の方からご説明させていただきます。

まず、資料No.12、62ページの官報公示の写しと、資料とは別に添付しました本省作成のリーフレットをご覧ください。茨城県最低賃金につきましては、42円引上げて、時間額953円に改定することとなり、9月1日付け官報に公示し、10月1日から効力発生となっております。なお、県の最低賃金の答申に関し、本審委員の方におかれましては、審議に大変なご苦勞をおかけいたしましたこと、改めてお礼申し上げます。中央最低賃金審議会では、本年度からランク区分が4ランクから3ランクに変更となりまして、目安額39円から41円と昨年度を上回る目安額が示され、今年も全国的に大きく報道されました。本県においても、8月7日の答申日と翌日には、NHKで放送されるなど、最低賃金改正の関心が非常に高まっており、国民から大きく注目されております。当局においては、最低賃金額の履行確保はもとより、本年においても、昨年につき、審議会において、中小企業・小規模事業者に与える影響を踏まえ、業務改善助成金など各種支援策の周知・啓発等による制度の一層の利活用の促進を求める旨の答申を受けております。

支援策の周知を含めた周知・広報につきましては、より一層強化を念頭に広報活動を実施しております。

主な周知・広報をご紹介します。9月7日には、事業場に対する就業規則や賃金規定の見直し、助成金の活用など、働き方改革に関連する様々な相談・支援に対応している、茨城働き方改革推進支援センターのセンター長と面談し、最賃引上げと業務改善助成金の周知並びに活用について、より一層の積極的な勧奨の実施について、要請書を交付しております。県内の各労働基準監督署及びハローワークに、最低賃金や賃金引上げの相談があった際は、同センターの無料相談を積極的に案内するよう指示しております。また、労務管理などについて、多くの企業と接している社会保険労務士の協力が効果的であると判断し、9月12日には社会保険労務士会の会長と面談し、最賃引上げと業務改善助成金の周知等の取組みに関する要請を行っております。10月には、その要請書について、社会保険労務士会会員向けの広報誌に掲載される予定になっております。その他、最低賃金の引上げ、支援策に関する周知・広報につきましては、その一環として、9月中旬に例年どおり、県及び各市町村、商工会、関係団体等に対し、広報誌、HP等に支援策を含めた掲載依頼を行っております。それから、昨年度に引き続き、県北地域の水郡線主要駅、郵便局へのポスター掲示依頼を行う予定です。今年度は水戸線の主要駅への掲示、鹿島臨海鉄道の主要駅の掲示と車内中吊りを依頼する予定になっております。また、令和元年度以降、最低賃金法の違反のあった事業場に対し、最賃引上げへの対応と併せ、業務改善助成金のリーフレット、茨城働き方改革推進支援センターのチラシ等を同封し、周知、活用促進を案内しております。そして、昨年同様、9月24日曜日曜日の茨城新聞の番組欄の下に広告を掲載しており、9月29日には、例年同様、この庁舎駐車場の入り口に横断幕を設置しております。なお、皆様ご存じのように、2階玄

関にデジタルサイネージで、開庁時間帯にスライドを放映しております。さらには、支援策につきましては業務改善助成金の窓口である雇用環境・均等室において、7月に県や市町村、関係団体に対し業務改善助成金等のリーフレットを送付しております。8月31日拡充後にも9月8日に改めてリーフレットを送付するなどして広報依頼を行っております。今年度から、SNSでの情報発信としまして、茨城労働局でX、旧Twitterによる最低賃金および業務改善助成金についての広報も行っております。9月中旬に本省からポスター、リーフレットが届いておりますので、行政機関や関係団体の外、スーパーマーケット等へ随時送付し、掲示依頼を行っております。

今後も、支援策の周知を含めたできる限りの周知広報に努めて参りますので、委員の皆様におかれましても、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

野村部会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

全委員 (意見・質問等なし)

野村部会長 続きまして、議題(2)の専門部会の運営規程につきましてお諮りしたいと思います。事務局より運営規程(案)の説明をお願いいたします。

川野室長 続いて説明させていただきます。今回、本年度の初回の審議となります。今期から委員になられた方もいらっしゃいますが、時間の関係から、要点のみ説明させていただきます。

この部会については、最低賃金法第25条の規程により、茨城地方最低賃金審議会、一般に本審と言っておりますが、その本審の中に設置する専門部会という位置付けにな

ります。本日、お配りしました資料No. 3、10ページをご覧ください。最低賃金制度の根拠法令である最低賃金法において、審議会について定めた政令であります最低賃金審議会令というものを添付しております。なお、審議会令は、昨年度と同様ですが、いくつかの項目について少し説明いたします。10ページの下から3行目から11ページ上段に記載しております第5条の2項をご覧ください。先ほど開会時に進行役が説明しました成立要件です。この要件は専門部会にも準用され、委員の3分の2以上、または、公、労、使の3分の1以上が、会議の開催、議決の成立要件となります。第3項は採決です。出席者の過半数での採決となり、可否同数の場合は部会長が決するとなっております。続きまして、第6条が専門部会についての定めですが、5項をご覧ください。あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と定められております。この扱いにつきましては、のちほど部会長から説明、報告があります。

続きまして、資料No. 4、12ページをご覧ください。産業別の専門部会の運営規程（案）になります。運営規定（案）について説明いたしますが、昨年度と変更はありません。第1条は、この規程は、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定める、という規程の目的です。第2条は、会議、部会委員の召集に関する規程です。第3条は、会議に出席できない場合の規程です。なお、召集や出欠の確認などの事務は、事務局が部会長に代わって行います。第4条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第5条は、公開についての定めです。原則公開となっておりますが、ここに記載されておりますように、率直な意見の交換や中立性が損なわれる場合などは、非公開とすることができるという規程です。金額を審議する専門部会は、例年、非公開とされておりますが、今年度の7月3日の第一回本審の審議にお

いて、ご審議いただいたところです。第6条は、議事録についての定めです。第7、8、9条については、時間の関係もあり、説明を割愛させていただきます。

以上が条文の（案）となります。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますが、これについては、後ほどお決めいただきたいと思っております。ご審議のほどお願いいたします。

野村部会長

はい、ありがとうございます。専門部会の会議及び議事録は、原則公開となっております。しかし、今お話がありましたとおり、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開にできることになっております。専門部会については、金額審議という点から、他県でもほとんど非公開にしているようです。茨城県も率直な意見交換を保障するという考えから、金額審議は率直な意見交換などが損なわれる場合があり得るということで、7月3日の本審でも中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告を踏まえ審議しましたが、第1回の専門部会の労使双方からの金額提示に関する基本的な考え方までは公開、金額審議の部分は非公開としまして、議事録についても同様にしてまいりたいと思っております。よろしいでしょうか。

委 員

（異議なしの声）

野村部会長

ありがとうございます。特にご異議ないようですので、そのような形で進めます。また、議事録の確認にしましては、部会長及び部会長が指名した委員2人がその内容を確認することになっております。

この議事録の確認は、労働者側委員は小坂委員、使用者

側委員は水出委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 (異議なしの声)

野村部会長 ありがとうございます。それでは、原案とおりに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 (異議なしの声)

野村部会長 附則の施行期日ですが、本日からの施行ですので、13ページの最後のところ、令和5年10月6日と入れていただきたいと思います。その上で、冒頭の(案)を削除してください。

それから、運営規程第3条に、会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない、とありますが、ここは、従来から事務局へ連絡ということにしていたいただいております。事務局を通じて部会長に通知という形になるかと思えます。そのようにお願いいたします。

それと、最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、とあります。この件につきましては、9月11日に行われた第六回本審の場において、専門部会において全会一致で最低賃金額を決定した場合は本審の決定とする、ということに決まりますので、よろしくお願いいたします。あくまで全会一致を条件としておりますので、全会一致にならなかった場合には、本審で再度審議することになります。

続きまして、議題(3)の賃金実態調査結果等について、事務局から説明をお願いいたします。

平戸指導官 それでは、私からは14ページ、資料No.5から説明させて

いただきます。この資料は、平成24年からの茨城県の最低賃金と4業種の特定最低賃金の推移を一覧にしたものです。次の15ページ、資料No.6からは、本年6月に実施しました最低賃金に関する基礎調査の結果を集計したものです。この基礎調査とは、毎年事業場にて6月分に支給された賃金について厚生労働省が調査を実施し、集計等を各労働局にて行い、結果を最低賃金審議会での資料としているものです。経済センサス調査結果に登録されている事業場に対して、業種、また産業別に労働者規模が1から9人、10から29人、30から99人となっている事業所から一定の件数無作為に選定し、そこを対象として実施している調査です。ただし、そもそもの母集団人数が少ない産業については全規模対象として事業場を選定しており、茨城県では各種商品小売業が該当しています。この一覧につきましても、調査結果から県最賃適用産業と特定最低賃金対象産業の規模別の特性値と未満率を一覧表にしたものですが、この県最賃適用産業計には、特定最賃4業種の数値は含まれておりません。なお、当県において特定最低賃金は4業種設定されておりますが、本年も各種商品小売業については改定申し出がありませんでした。15ページ、次の16ページは県最賃適用、改正申し出のあった特定最低賃金3業種について、第1・10分位数及び未満率の推移等を表とグラフにしたものです。表にある第1・10分位数とはお配りした注とある資料のとおりとなっておりますので参考をお願いします。これらの数値につきましては、先ほど説明しました基礎調査の回答数と経済センサスの母集団事業場数から割戻した推測値となっております。17ページからは本日の電気・精密機械器具製造業についての資料となっております。まず、17ページは、賃金基礎調査から集計した総括表をもとに作成した第1・10分位数、最低賃金額、未満率の推移となっております。次18ページからが、その総括表の一覧となっております。22ページにつきましては、現行の

961円から引き上げたときの影響率と、それにあてはまる未
満労働者数を一覧にしたものです。影響率とは、最低賃金
額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働
者数の割合のこととなります。この労働者数については先
ほどの説明と同様に、基礎調査の回答人数を経済センサス
で把握している母集団人数で一定に割り戻した結果の人
数となります。23ページからは例年と同様の資料を添付し
ております。まず、23ページの資料No. 7は、日本銀行水戸
事務所が7月3日に発表しました企業短期経済観測調査結
果です。27ページの資料No. 8は、日本銀行水戸事務所が9
月7日に発表しました茨城県金融経済概況です。39ページか
らの資料No. 9は、茨城労働局が9月29日に発表しました、
令和5年8月分にかかる県内の雇用情勢の概況です。55ペ
ージ、56ページの資料No. 10については、数値がとても細か
くなっておりますが、当賃金室で作成しました、茨城県と
全国の各種指標をそれぞれ一覧にしたものです。57ページ
からの資料No. 11は、厚生労働省が8月4日に発表しまし
た、令和5年民間主要企業にかかる春季賃上げ要求・妥結
状況の結果となります。最後の63ページの資料No. 13は、他
局の結審状況一覧となっております。最新の改正状況につ
きましては、別紙お配りした一覧のとおりとなっております。
今後の状況については次回以降、確認でき次第ご報告
させていただきます。

このほか参考までに、広報用のリーフレットなどを添付
させていただきました。私からは以上です。

野村部会長

はい、ありがとうございます。ただ今の資料説明につ
きまして、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

野村部会長

それでは、議題(4)の専門部会の日程調整につ
きま

て、事務局より説明をお願いいたします。

川野室長

専門部会開催の日程調整につきましては、皆様にご協力をいただき誠にありがとうございました。審議会が成立するための要件は、先ほど運営規程の中でもご説明させていただきましたが、全体の3分の2以上、または、各側3分の1以上の出席となっております。日程調整に関し、現実的にはバランスを考慮して、公益委員は部会長、労使委員は、それぞれリーダーとなる委員を含め2名以上出席可能な日を重視し、他の部会との調整を図り、参考として添付いたしました日程表のと通りの予定となりました。この日程表につきましては、既に皆様のところにはメールで送付させていただいております。委員の皆様におかれましては、非常にお忙しい時期で、審議日数、時間としましては、ギリギリの厳しい状況になるかと思いますが、可能な限りこの3回以内の部会開催とさせていただきたいと思っております。しかし、これからの審議内容によって、追加の審議会が必要となった場合には、別途、日程調整の上、設定させていただきます。その場合は、10月31日火曜日に本審の日程を組んでいる都合もありますので、大変申し訳ありませんが、平日の17時以降、または、土曜日等の休日となる可能性もあり得ますことをご理解いただきますようお願いいたします。

電気の専門部会の開催につきましては、第2回は、10月26日月曜日の午前10時30分から、場所につきましては、ここではなくて3階の会議室になります。第3回は、10月27日金曜日の午前10時からこの場所で予定しております。電気についての追加審議は、第3回目が10月27日で、31日の本審まで日がありません。そのため追加審議となった場合には、28日土曜日、29日日曜日、30日月曜日の17時以降で日程調整をするしかないということになってしまいますので、できる限り3回以内でお願いできればと思っております。本

審委員の方におかれましては、全会一致に至らなかった専門部会の審議、結審、答申、また、全会一致となった専門部会につきましても部会報告のため、既に日程調整し、本審委員の皆様にはご案内しております10月31日火曜日午後3時30分から第七回審議会本審の開催を予定させていただきますので、よろしく願いいたします。その後、関係労使からの異議の申し出を想定しまして、11月16日木曜日午前10時から第八回本審の開催を予定していますので、日程の確保をどうぞよろしく願いいたします。

最後になりますが、全会一致による結審をお願い申し上げます。以上です。

野村部会長

はい、ありがとうございます。審議日程につきましては、ただ今の説明のとおりで公、労、使それぞれよろしいでしょうか。事前に調整済みですので。

委員

(了承の声)

野村部会長

第2回と第3回が連日の審議ということになりますので、よろしくお願いいたします。例年、各専門部会は、3回程度の審議でまとめておりますので、今年度もご協力をお願いいたします。例年どおり年内に発効とするには、11月1日水曜日までに答申しなければならないということになっております。会場等の関係上、第七回本審は日程調整の結果、10月31日の午後3時30分から予定されております。

本日は、第1回目の専門部会ということで、今後の金額審議にあたりまして、労使双方から金額提示の基本的な考え方についてご意見を述べていただきたいと思っております。

水出委員

部会長、その前に少し打合わせをさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

野村部会長 はい、金額提示の前ではなくて、あえて考え方の前に打合せということによろしいですか。

水出委員 はい。

野村部会長 はい。では、労働者側もよろしいでしょうか。

小坂委員 はい。

野村部会長 では、一旦休会とさせていただきます。

(休会。別室にて使用者側打合せ)

野村部会長 それでは、再開いたします。改めまして、労使双方から、金額提示の基本的な考え方をお伺いしてまいります。まずは、労働者側代表委員からお願いいたします。

小坂委員 座ったままですいません。労働側委員の小坂と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、私の方から、特定最賃の審議にあたりまして、労働者側の統一した考え方について大きく3点、基本的な考え方を述べる前に冒頭、取り巻く環境と課題認識について述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が、2019年12月初旬に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから3年10ヵ月が経過し、本年5月からは2類相当から5類感染症へ移行されるなど、収束の兆しがみられております。この新型ウイルスによって、経済・社会への打撃のみならず、貧困や環境問題、さらにはウクライナ情勢など、様々な課題が複雑に入り交じる不確実性が極めて高い経営環境の中ではありますが、使用者側の経営努力とご理解により雇用を最優先に賃上げ含め、ご対応いただいていることにつきまして、敬

意を表したいと存じます。その間の労働者側に対する評価等につきましては、これからの専門部会の中で、真摯に意見交換を行っていきたいと考えておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、労働者側の考え方を述べさせていただきます。まず1点目は、労働条件の向上についてであります。これは、当たり前のことではありますが、労働条件の向上が、最低賃金制度全体の目的であります。しかしながら、賃金を含む労働条件については、産業により大きく異なっている実態にあります。このため、産業毎の賃金実態を踏まえた、賃金審議により、ふさわしい最低賃金の水準を決定することが重要であると考えております。

2点目は、公正競争の確保という点についてであります。賃金の不当な切り下げの防止によって達成されるべき公正競争の確保についても、最低賃金制度全体の目的であると考えております。しかしながら、こちらも、賃金実態が産業ごとに大きく異なっており、地域別の最低賃金だけでは、これを確保できないと考えております。よって、地域別最賃を上回る水準で、特定最賃を設定することにより、より高いレベルでの公正競争を確保していくことが電機産業の持続的な発展に向けた人材確保、ひいては電機産業で働くことへの安心感醸成の観点からも必要不可欠であると考えております。

そして、3点目は、労使交渉の補完、代替機能があるということでもあります。本来、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものであります。しかしながら、労働組合の組織率が、今や17%を割り込む状況、茨城におきましては14.4%ということで、8割以上の労働者は、自らの労働条件の決定に関与することが出来ない状況にあるのが実態であります。そういう中で、特定最賃の審議は、関係労使の参加によって、設定の申請や、金額決定がなされることから、企業別の労使間交渉を補完、

代替する役割を担っており、我々組織労働者に課せられた社会的責務であると考えております。

以上、3点を基本的考え方として、審議に臨んでいきたいと考えております。特定最賃は、よく地域別最賃と比較されますが、労働者側としましては、それぞれの産業別の特定最低賃金のあるべき水準を目指していきたいと考えております。さらには、今回3つの業種ともに、労働協約ケースを取っており、労働者側としては、協定の最低ラインを目指していきたいと考えております。いずれにしましても、皆様方のご協力をいただき、真摯な審議が行われることを期待したいと存じます。以上、よろしくお願い申し上げます。

野村部会長

ありがとうございました。続きまして、使用者側代表委員からお願いいたします。

水出委員

はい、それでは、私も座ったままで使用者側の基本的な考え方を述べさせていただきたいと思います。

先日の使用者側意見陳述で3つの企業からお話しがあったとおり、各業種とも原材料、光熱費や燃料費の高騰に加え、半導体をはじめとした製品に使用される部材が未だ不足しており、生産体制は整っていても生産できない、といった状況が解消されていない業種があること、企業物価指数は消費者物価指数より非常に高い水準であること、コロナ影響を受けた中小企業を支援するために、金融機関が行ってきた実質無利子・無担保のいわゆる、ゼロゼロ融資の返済も始まり、今後の資金繰りに不安を抱える経営者は決して少なくないことなど、先行きが非常に不透明な状況にあることなどから、審議に対して据え置きを求める声がほとんどであったことを改めて申し上げたいと思います。加えて、十分な価格転嫁も難しい状況であり、そこにここ数年の人件費の急激な高騰も相まって、自社の経営努力では

カバーしきれない、また、賃上げ原資を確保することが難しいなどの理由で倒産した企業があったという話もございました。電気業界も一部回復とあるものの、物流停滞等によるサプライチェーンの混乱、エネルギー資源価格高騰や円安による貿易収支の悪化等で非常に苦戦している業界であります。先日、委員でいらっしゃいますアート科学様からの意見陳述の中でも触れておりましたが、先ほど述べたような苦戦要因に加え、価格競争力の激化により、急激な賃上げは避けたいというお話がございました。これは、県内の中小零細企業の経営者のほとんどが、思いながら経営をしているということ強く認識していただきたいと思っております。物価高騰による賃上げの必要性も重々承知しておりますが、急激な賃上げに対しては慎重にならざるを得ないことと、一番重要である雇用を守るという経営者の大前提を踏まえて、特定最賃電気専門部会としては、昨年と同様、現行水準を維持するというスタンスで臨んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。以上です。

野村部会長

はい、ありがとうございます。ただ今の労使双方のご意見につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

全委員

(意見・質問等なし)

野村部会長

ここまでが公開なので、傍聴人の方がいらっしゃった場合には、ここで退席していただくのですが、今回はいらっしゃいません。

では、これから具体的な金額審議に進んでまいりたいと思っております。

【これ以降は、議事要旨をご覧ください。】